

県北広域振興局長告示第3号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

令和元年9月6日

県北広域振興局長 南 敏 幸

| 位 置 | 延長（メートル） | 幅員（メートル） | 指定年月日 |
|---|----------|-----------|-----------|
| 久慈市新中の橋第37地割66番12、66番13、75番4の一部及び76番9並びに66番13地先認定外道路及び認定外水路 | 73.30 | 4.00～6.00 | 令和元年8月21日 |

備考 関係図書は、県北広域振興局土木部及び久慈市役所に備えておいて縦覧に供する。